

子どもを遺棄した母親が子育てに向かうまで

— 児童虐待裁判の傍聴をとおして —

泉 正幸

要旨

児童虐待件数が増加し、減少への歯止めがかからない。児童相談所や警察といった公的機関や地域関係者はネットワーク体制が取られるようになってきた。しかしそれは虐待事例が生じてからのことが多く、未然防止というところまでは至っていないのが現状である。ここで取り上げた事例でも、新生児を捨てた若い母親が、家族には妊娠を疑われながらも、家族から叱責されたくないため自分の判断で、誰にも相談できずに新生児を休耕田に置き去ることになった。たまたま地元の通りかかった人に発見され病院に搬送された。子どもは順調に回復し病院から施設に移った。子を捨てた母は刑罰の判断を受けることになった。母が適切に子育てできるかどうか、またどのような刑罰がふさわしいのか、若い母にとって家族を含む支援はどのようにされるのか、司法関係者はその刑罰を科することだけでなく、子どもと母親の将来を見据えた判断が求められた。

キーワード：子育て，児童虐待，刑罰

はじめに

児童虐待問題が大きな社会問題になり、全国の児童相談所で受け付ける児童虐待相談件数は、増加の一途をたどっている。厚生労働省は本年（平成 26 年）8 月 4 日に「平成 25 年度全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数」を発表した。その中の「児童虐待相談対応件数の推移」によると、平成 25 年度は前年より 7,064 件（10.6%）増加し 7 万 3,765 件に達した。増加の原因については「社会的な関心の高まりや、警察との連携が進み、通報で発覚するケースが増えたため」と分析している。

少子化により児童数は急速に減少していく中で、児童虐待件数が急増してきた現象は大きな社会問題となり、一向にとどまらない状況にある。私たちの近くに児童虐待がいつ起きても不思議でないくらいになっている。重篤な児童虐待はマスコミでとりあげられ、一時的な社会の関心を引くが、その虐待の背景や子どもと親との関係修復や再構築に関係者は四苦八苦しなから努力しているのが現状である。虐待の問題をできるだけ客観的に理解する方法の一つとして、刑事裁判をとおしてみえてくる事実を集めることが重要であろうと考えている。

1. 事例の概略

今回本論で取り上げた児童虐待は、新生児を出産して人里離れた場所に捨ててしまい、たまたま数時間後にその場を通った人が発見、病院に救急車で搬送し、命が救われるという事件である。警察は犯人を捜索し逮捕した。子どもを捨てた母親は、「自分で育てることができなかった、親にも話せなかった」と語った。裁判員裁判をとおして、子どもを捨てることになった背景が明らかになり、子どもを捨てたことへの反省や、家族の支援で少しずつ子どもを育てようとする気持ちが母には徐々に醸成された。仮保釈後、児童相談所や施設の判断で子どもは一時的に施設から、母のもとに帰り、母や祖父母らと共に過ごす時間がつくられた。

第1回法廷から、判決が出るまでを筆者は傍聴してきた。子どもを捨てた親が子どもを育てるようになっていくまでの関係者（児童相談所、施設、弁護士など）の関わり、それと裁判でのやり取りの中での被告人の反省、被告人の家族の協力などから、執行猶予付きの判決となった。児童虐待裁判における子どもを捨ててはならない親への厳しい刑罰と共に、親自身が子どもを育てていく意欲の醸成や好ましい親子関係の形成、幸運にも命を救われた子の将来などを大切にすることが求められ、二律背反ともいえる判断がなされた。児童虐待裁判をとおして親の刑罰と共に、子どもの命と親子のつながり、また家族の支援について考えさせられた。

1.1. 事件発生

新聞記事から事件発生の概略を記述する。

「新生児休耕田に放置」と大きな見出しがあり、人里離れた田園跡地に生まれたばかりの新生児（男）がビニール袋に入れられて捨てられる。田圃を見回りに来た近所の住民（休耕田の持ち主）がかすかな泣き声が聞こえるのに不思議がり、新生児は発見された。病院へ救急車で搬送され命に別状はなかった。10日後容疑者（母親）が逮捕され、死ぬのは分かっていたが、育てられないので誰にも見つからないところに捨てた、と容疑を認めている。警察の調べに対し、乗用車内で一人で出産し、翌日容疑者自らが運転して放置しに行った。容疑者は未婚で21歳である。警察は出産直後の女性がかかった病院はないか調べていたところ、容疑者が出産後に体調を崩して病院に搬送されていたことが判明し、DNA鑑定の結果放置された子の母親であることが分かった。

1.2. 事件後の動き

子どもは病院に運ばれた。子どもの健康状態は、体重が3,100グラムであり、まだへその緒がついていた。全身冷たく病院では「低体温児」と診断された。しかし幸いにも順調に元気に回復していった。警察から児童相談所に事件が通告され、病院での看護が終了すると3週間後に施設に措置された。

2. 公判審理開始

事件から約半年後に公判審理開始となる。子どもと母親の方向がどのようになるか。裁判員裁判という形式で、4日間連日で公判審理が開かれた。その概略を記述してみたい。

2.1. < 検察側から起訴状朗読 >

子どもを出産したが、〇〇町〇〇番地の雑草の生い茂る休耕田に、下半身をビニール袋に入れ、裸のまま放置したもの。殺人未遂 刑法 199 条、203 条に該当する。

2.2. < 検察官陳述 >

被告人に対しどのような刑罰を科すべきか。

被告人の経歴や家族構成また仕事について述べられた後、妊娠中絶についての経緯の陳述となる。

(高校生の時) 1 回目の妊娠中、母に知らせた (妊娠 16 週)。

(高校卒業後) 2 回目の妊娠、母に黙って中絶、費用を借りた人から分かってしまう。

(今回のこと) 3 回目の妊娠が分かる。

中絶を繰り返すと妊娠しにくくなると思い、出産しようと考えた。お腹のふくらみで、母から妊娠しているのではないかと聞かれたが、否定した。「あの子 (被疑者) は一人で何とかやっついていくやろ」という話を母がしているということを経験から聞いて、見放されたと思い、一人で始末しなければという思いが強まった。

事件前日、午後 8 時ごろ自動車の後部座席で男児を出産。へその緒は自分で切った。衣服が汚れたので着替えを買いにスーパーに行った。汚れた服をコインランドリーに入れ洗濯した。

事件当日、午前 6 時ごろ雑草の生い茂った草むらに殺意 (未必の故意) を持って下半身をビニールに入れ置いていった。午後 1 時 50 分ごろ、土地の持ち主がたまたま通り、赤子の泣き声がするのに気づき、救急車で病院に運ばれた。全身冷たく「低体温児」と診断された。体重は 3,100 グラムであった。

最後に刑を決める上での重視すべき事項として、①行為の危険性、②被害の結果、③動機の経緯、④将来への影響を考慮する。

2.3. < 弁護人陳述 >

これは、21 歳の女が誰にも相談できず、幼稚な判断で起こしてしまった事件である。それまでは犯罪とは無縁の人である。小さい時からお母さんの手伝いをし、甥の面倒を見てきた。今回のことは一人で抱え込んでしまった。家族や友人に心配をかけたくない、母との関係を悪くしたくない、以前中絶した時は母に叱られ、そのことが強く残っていたため、3 回目の妊娠は生もうとしていた。父親が誰であるか分からない子を生むことに母から反対されるのではないかと、叱られるのではないかと相談できなかった。お腹が大きくなるにつれ、育児のことを考えるが家族から援助してもらわないと、育てていけないし、迷っていた。

出産当日体調不良で職場を早退した。コンビニの駐車上に自家用車を留め、後部座席で子どもを出産した。その後子どもを草むらに置き去りにしてきた。子どもが助かったと聞いてよかったなと思っている。留置場で子どものためにできることはないかと思った。育児の本を差し入れてもらって読んだり、子どもの写真を差し入れてもらって、毎日反省の日々を送ってきた。なぜ母に相談できなかったか今となっては後悔している。

3ヶ月が経ってから保釈の身となり、施設から子どもが一時的に帰ってきて、とても幸せな気持ちになった。児童相談所の職員の付き添いで1週間ごとに施設から自宅に帰ってくるようになり、一生懸命に育児をしてきた。子どもの表情が豊かになったといわれるようになった。施設で暮らすより、家で暮らすほうがいい。しかし本人のとった罪は償わなければならない。どのような刑罰が相当か。

2.4. <検察側から事件現場の状況の写真や、関係者の証言がモニター画面に上映される>

・現場写真

新生児を置き去りにした雑木林のうっそうと茂ったところや近くの道路は交通量がほとんどなく、人がたまにしか通らない休耕田が写し出される。

・発見住民の証言

朝イノシシ被害がないか見に行く。猫のような鳴き声が聞こえたが、遠くで泣いているようであった。誰かが赤ん坊をあやしているのかと思った。しかしあやしている人もいない。さらに赤ん坊の泣き声がした方へ寄ってみた。覗き込んだら、赤ん坊が捨てられていることが分かった。びっくりして赤ん坊を両手で拾い上げた。抱きかかえると泣き止んだ。下半身ビニールに入り、へその緒が着いていた。同じ地区に住む同僚に警察へ連絡してもらった。午後2時半頃救急車が来た。

・病院担当医師の証言

低体温症、重、中、軽と3区分あるが、男児は「中」程度にあたる。発見場所は休耕田で、夏場であったため外気温が暖かかった。臍帯が30センチほど残ったまま放置された。「破傷風」が発生したり、「敗血症」などが発生するなどの危険性がある。

本来、「出産は妊婦の義務として適切な周囲の助力を受けて新生児の出産を迎える」のであるが、今回の出産は新生児にとっても妊婦にとってもきわめて危険な行為であったと言える。

2.5. <弁護側から①～④が提示される>

①子どもを預かっている施設長からの手紙を朗読する

現在は母親が拘留中であるため、祖母に来ていただいて祖母を中心とした親子の時間を持っています。ぜひ母親の手で育ててほしいのです。施設には何人かが母と離れて生活している子どもたちがいますが、どの子どもたちにとっても母親の下で生活させてやりたいという気持ちでいっぱいです。そのチャンスを与えてやってほしいのです。発達が一番大事な時に、母子の愛着形成をする時に、子育てできるチャンスを与えてください。

今、インフルエンザがはやっており、施設でもかかった子どももいます。このような時こそ、一人ひとりに母親がいてくださったら子どもたちはどれほど安心するかと思っています。子どもにとって母親に勝るものはありません。本人のとった行為はとがめられるべきです。人として絶対にやってはならないことです。子どもの発達と将来を考えて、どうか母子で生活できるようお願いします。

②父親からの嘆願書を朗読する

父親としてこのたびのことは娘が大変なことを犯してしまったことをお詫びします。本人は心優しく穏やかな性格で、私たちの大事な娘です。このような行為をしてしまったことは悔しくてなりません。ただ泣き崩れるばかりです。これからは娘と孫を守り幸せな家族を作ろうと望んでいます。なにとぞ寛大な処分をお願いします。

③母の友人の嘆願書を朗読する

本人の小さい時からのことをよく知っており、子どもを家庭に一時帰省させて、親子の交流を図る試みをする。祖母だけの施設での面会から祖母、母二人の面会となり、子どもを捨てた母親だけに、子どもに対してどのようなかわりをするか。

④施設から家庭に一時帰省した様子の写真を法廷モニターに上映する

児童相談所職員が付き添って、施設での面会から家庭へ一時帰省が行われるようになる。子どもを捨てた母親だけに子どもとの面接や、一時帰省は慎重さが要求された。はじめは、留置場への写真の差し入れ、施設での祖母だけの面会、祖母と母との面会、日帰りでの一時帰省など、少しずつ少しずつ子どもと母の距離を近づける試みがされた。

一時帰省した時に、初めて若い母親が子どもを抱っこをしてミルクをやっている様子や、祖母に手伝ってもらいながらベビーバスでお風呂に入れている様子、着替えさせている様子などが、クリスマス時には家族が子どもを真ん中にして楽しく過ごしている様子がモニター上映される。

一時帰省した時に、初めて若い母親が子どもを抱っこをしてミルクをやっている様子や、祖母に手伝ってもらいながらベビーバスでお風呂に入れている様子、着替えさせている様子などが、クリスマス時には家族が子どもを真ん中にして楽しく過ごしている様子がモニター上映される。

2.6. <被告人の母親に対する証人尋問>

(弁護人) 被告人はどんな人か

(証人) 小さい時から家事手伝いをしてくれ職場でもがんばっていた。逮捕を○月○日に聞いた。愕然としてその場に崩れ落ちた。翌日新聞に載ったので、会社から休職させられ、周りから確認の電話が入ったりした。本人は解雇されたが、一応自主退社扱いになっている。高校2年の終わりに妊娠中絶をした。私と娘だけだったのでみんなには内緒で手術した。「子どもができて誰の子か分からんというのはやめて欲しい」と叱った。本人はただ泣くだけであった。

高校卒業後また妊娠した。中絶費用を借りた人から知った。前のことがあるので自分の体にどういふふうな影響があるのか強く叱りつけた。本人は泣くだけで黙って私の言うことを聞いていた。

今回の妊娠について、太ってきたのでおかしいと思い、子どもができていないのかと尋ねるが、「妊娠はしていない」と否定。半信半疑だった。その後何

回か聞いたが、「ちがう」と返答。私に知られると、中絶の話が出てくるので相談しなかったのだろう。私と本人とは関係は悪くない。生んだら生んだように見ていくつもりだった。もし兄嫁から「あの子なりに育てていくではないか」と私が言ったということで、このようなことになったのなら後悔でしかない。父親が単身赴任で常時いなかったことから、私は子どもに対して厳しく叱りすぎたかなと思っている。もっと本人と話し合えたらと反省している。

逮捕されてから週に2回は面会に行った。泣くばかりであったが、日が経つにつれ冷静になれるようになって、話しができるようになった。一日でも早く引き取れるようお願いしたい。父親も何回か面会に行っている。

逮捕後約3ヶ月で保釈となり、子どもが施設から1週間ごとに帰らせてもらっている。家族は子ども中心になって穏やかで笑顔が耐えない。ミルク、お風呂、着替えなど母親としてやっている。

その他弁護士、検察官、裁判官から証人に対し質問をしているが、質問項目だけをいくつかあげる。

(弁護士)

- ・ 母として娘のどこに問題があったと思うか
- ・ 児童相談所とはどんな話をしたか
- ・ 保釈後、被告人が男児（子ども）と会うことができたが、どんな様子だったか
- ・ 児童相談所が施設から子どもを連れて来て母と面会させ、再び連れ帰った時、母はどんな様子だったか
- ・ 保釈中自宅謹慎していたか
- ・ 子ども（孫）と暮らすことを望んでいるか
- ・ 身元引受人としてご主人（父親）はどう考えているか

(身元引受人として)

- ・ 今後監督することになるが、どんなことを注文するか
- ・ 裁判員、裁判官に伝えたいことがあれば言って欲しい

(検察官)

- ・ 過去の中絶後の胎児はどうなったか
- ・ 今回太ってきたことに気づいたがどういったことからか
- ・ 体型の変化についてどのくらい尋ねたか
- ・ 出産後の変化については気づいたか

(裁判員、裁判官)

- ・ 今後のこと、一緒に生活したいと望んでいるが、金銭的なことや育児の支援、仕事などについてどのように考えているか

- ・ 法廷には（家族、親族の）誰が来ているか
- ・ 二度の中絶に対し避妊の指導はしなかったか
- ・ 事件発生から逮捕まで10日間あったが被告人の様子はどうだったか

2.7. <被告人に対しての尋問>

（弁護士から）

- ・ お父さんはどんな人か
- ・ お母さんはどんな人か
- ・ 自分の長所、短所は
- ・ 今までしてきた仕事はどうだったか
- ・ 過去の中絶についてはどんな思いか
- ・ 今回の妊娠—出産についてはどんな経過をたどったか
- ・ 妊娠が分かってからなぜ定期的な受診（病院）に行かなかったのか
- ・ 母子健康手帳、妊婦検診についてどう理解しているか
- ・ 「妊娠しているのではないか？」の母の質問にはなぜ拒否し続けたのか
- ・ 中絶手術はいつごろまで受けられるか知っていたか
- ・ 出産までに胎児のことを考えることはなかったのか
- ・ 子どもを置き去りにした時、なぜ人目につく場所ではいけないのか
- ・ 逮捕されてから保釈されるまでの間、どういう気持ちでいたのか
- ・ その間子どものことを考えたか
- ・ 児童相談所からどんな話があったのか
- ・ 子どもと一緒に暮らしたいという思いはあるか

（検察官から）

- ・ 3～4ヶ月間の一人暮らしの経験があるが、なぜ一人暮らしを選んだか
- ・ サラ金業者からの借金があるが、いくら借りて何に使ったのか
- ・ 仕事の1ヶ月の収入はどのくらいか
- ・ 実際自分の手元に残るお金はどのくらいか
- ・ どうやって交際相手を知ったのか
- ・ 子どもの父親は分からないのか

（裁判員、裁判官から）

- ・ 避妊具は相手が準備していたか、自分で準備していたか
- ・ 二度の中絶で避妊について学ぶことはなかったのか
- ・ 性交のときお酒を飲んでいる状態ではなかったか
- ・ この子の父親を探す（男性を特定する）つもりはないか
- ・ なぜ子どもを見つかりにくいところに置いたか
- ・ その場所は今までに行ったことはあったのか

- ・ 将来子どもから父親がいなのはなぜかと聞かれたらどう説明するつもりか

裁判官からの補足として「将来子どもがどうなっていくか、せつかく助かった赤ちゃんの人生はとても大事なことである」と結ばれる。

2.8. <検察意見陳述>

<刑を決めるべき上での重視すべきこと>として以下のことがあげられる。

- ・ 保護されるべき新生児を捨て去った。被告人の服を汚したくないため、ビニールを使った。動けず体温調節できない新生児を、へその緒をついたまま放置し、中程度の低体温症に陥らせた。〇〇さんにたまたま発見されなければ死に至っていた。
- ・ 自己中心的な動機、経緯に酌むべき点はない。二度の中絶手術、無計画な性交を繰り返し、犯行に及んだ。自己の生活を維持するため、被害児を犠牲にして、乳児院や人目のあるところに置くのではなく、自己を守るための行為を優先した。
- ・ 反省の機会として何度も母から「妊娠ではないのか」と尋ねられても自ら拒否して犯行に及んだ。一切の行為を省みずにとった行為は自己中心的である。
- ・ 被害児の将来への影響も軽視できない。人格が芽生えた後、今回の事件を知る可能性がある。どのように説明することになるのか。

<被告人に有利な事情>

- ・ 子どもは回復している
- ・ 前科がない
- ・ 反省している
- ・ 被告人の更正を手伝う家族がある
- ・ 若い

2.9. <検察の求刑意見>

殺人未遂

殺人の場合、死刑、無期懲役、5年以上20年以下の懲役が考えられるが、未遂の場合は減刑される。しかし、ある期間は、人として、母として罪の反省を促したい。したがって、懲役4年が相当である。

2.10. <弁護人の意見>

量刑として刑務所に入れることが相当か。入れるべきではない。未遂にとどまっており、通行人に発見され、病院に搬送されている。子どもは元気に育っている。

殺意があったか。置いてきたに過ぎない。放り投げたりすることもなく、凶器も使っていない。首を絞めることもない。殺人事件とは異なる。妊娠したことを相談できず出産に至った。誤った判断をしてしまった。死の危険を顧みず一人で行った。本人は反省し、後悔している。拘禁されていたが、反省の毎日であった。男性への性についても考えを改めている。前歴もない。21歳であり、若さの過ちですすでに一定の制裁を受けている。3ヶ月間拘留されていたが初めての拘留であり、過ちがいかに許されないものであるかの反省に至っている。新聞に報道さ

れ、勤務も解雇され今は収入がない。

保釈が許された後、児童相談所が付き添って一時帰省をし、再び施設に子どもを連れ戻したとき、本人は泣きじゃくった。子どもに対して愛情もあり、やさしさを持っている。これからの子育てには、母親の愛情が必要だ。家族の協力、育児支援の環境が整ってきていることから、執行猶予付きの判決をお願いしたい。

3. <判決>

主文 殺人未遂 懲役3年 5年間執行を猶予する。

(罪となるべき事実)

男児を出産したものであるが、父が不明なることから自己の母に叱られることなど、出産事実を隠すため〇〇町〇〇番地に裸のまま下半身をビニール袋に入れて放置した。刑法 203 条、199 条

(量刑の理由)

わが子の命をもののように扱っている。泣き声を上げたことで、たまたま通行人に発見され、死亡しなかった。自己の母に叱られたくない、自由に生きたい、自己中心的な行為、複数の男性と性交を行い生まれてくる子どもの命を顧みなかった。なにより、男児は偶然にも発見され殺意の意欲は認められない。犯行を反省し、今度こそ自らの行為を見直そうとしており、その兆しを見ることが出来る。さらに家族全員で協力して子どもを育てていこうとしている。再び罪を犯す可能性は少ないと思われる。学び直すことが重要と考え、今回に限り、猶予することにした。

(裁判員、裁判官から被告人へ「メッセージとして」語られたこと)

私たちが忘れてもらいたくないこととして、あなたはお子さんに、助けられていること。泣き声をあげなければ、殺人犯となっていました。命の尊さを考えて欲しい。命はものではありません。今後育てていく上で、乗り越えていかねばならない困難があると思いますが、愛情をもって乗り越えていってください。

4. 児童虐待事件の裁判をとおして考えさせられること

児童虐待事件が裁判として告訴される事例はきわめて生命の危機に瀕したかあるいは死亡した事例になる。本事例のように幸運にも他人によって発見されて命が助かったことは、僥倖としか言えない。発見が早かったことで、子どもに負担がかからなかった。児童虐待の早期対応の重要なことが本事例からも言える。

また子どもを捨てた母親に対し、「母親がどこまで子どもを育てようとしているかどうか」という判断は、児童相談所、弁護士、裁判員、裁判官それぞれがいろいろな思い、考えに至ったのではないかと。裁判という特殊な場面で、被告人としての反省や今後の更生意志は表明できても、捨てられた子と母の関係の修復はできるのだろうか。弁護士や裁判員、裁判官は裁判が終

了したら後は離れる。保護観察はつかなかった。今後、児童相談所や市保健センターなどが子育て支援の面でフォローしていくことになるのであろうが、心の面でのサポートが必要にはなっていないだろうか。厚生労働省の統計でも、望まれない妊娠、出産について悩む人が多くなってきている。その未然防止や相談体制の充実が望まれるところである。

また子どもを捨てる事件が多発し社会問題化した、2006～7年熊本市の赤ちゃんポスト（このとりのゆりかご）の設置認可をめぐる大反響を呼んだことがある。熊本市の産婦人科慈恵病院が、赤ちゃんを育てることができない親に、匿名で赤ちゃんを病院であずかるシステムを作りたいということ、認可するかどうかをめぐる、賛否両論の議論がマスコミで取り上げられた。赤ちゃんの命を大事にしたい、安全な所に子どもを置いて誰かに育ててもらおうという。

今回の事例も近くに赤ちゃんポストがあれば預けていたかもしれない。人気のない休耕田に放置されたこと自体、子どもは死ぬということがあった。裁判官からも指摘されているように、もし発見されていなかったら重い罪となる。熊本市の産婦人科慈恵病院は子どもの命を救いたいという願いから出発した。そのためには匿名で預かるという考え方である。虐待防止関係者からは注目される場所である。

あとがき

事例のプライバシー保護のため特定化につながるような事柄については表記上配慮をしました。また裁判所の傍聴においては、メモによる筆記しか許されていないため、それをもとにした文章表現になりましたので不調和なところがあることに、ご容赦ください。

参考文献

杉山 春（2004）、『ネグレクト』、小学館

本庄 武（2014）、『少年に対する刑事処分』、現代人文社

厚生労働省（2014）、『児童相談所での児童虐待件数』（2014年8月）

厚生労働省（2013）、『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』（第9次報告）

家庭問題情報センター（2014）、家庭問題情報誌『ふぁみりお』63号

執筆者の所属と連絡先

所属：鈴鹿短期大学 Email: izumim@suzuka-jc.ac.jp

Until a mother who abandoned the child is directed to bring up the child

Through the hearing of child abuse trial

Masayuki Izumi

Summary

The number of child abuses is increased, not to apply the brakes to decrease. Child Guidance Center and the police, such as public institutions and local officials have taken the network systems. However, the situation is that it has not yet reached to the point of prevention.

A young mother had left the newborn in a fallow field. Maybe her family was aware of the pregnancy of hers. But she did not want to be scold for it from anyone. She did not consult to anyone. The newborn happened to have be founded by a local farmer. It had been transported to the hospital. The baby steadily recovered then he was moved from the hospital to the infant home. The judiciary is required not only she is fit or not to the mother who can bring up her baby, what is the best punishment for the mother but also the future of the baby and the mother.

Key Words: bring up, child abuse, punishment